

【保険金をお支払いできない主な場合】

- ★ **物損害保険金**
- ご契約者または被保険者の故意、もしくは重大な過失による損害
 - 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の損害
 - 火災等の事故の際の紛失または盗難
 - 什器・備品が屋外にある間に生じた盗難および紛失または置き忘れによる損害
 - 地震・噴火・津波・風水災害等に起因する損害

- ★ **建具等修理費用保険金**
- ご契約者、被保険者または賃貸物件の貸主が所有し、運転する車両、またその積載物の衝突、接触
 - 主用構造部分（壁・柱等）の損害賠償責任
 - 地震・噴火・津波・風水災害に起因する損害
 - 給排水設備そのものの事故

- ★ **借家人賠償責任保険金**
- ご契約者または被保険者の故意による損害
 - 被保険者の心神喪失または指図による損害
 - 賃貸借契約解約後に発見された損壊に起因する損害賠償責任

- ★ **施設漏水賠償責任保険金**
- ご契約者または被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ご契約者または被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - 地震・噴火・洪水・津波・風水災害に起因する損害

ご契約上の注意事項

保険契約の申込手続きについて

重要事項説明書をお渡しし、書面に基づいて、保障内容、重要事項等を説明いたします。内容をよくご理解のうえ、所定の保険申込書へ署名または記名押印をいただきます。

保険責任の始期及び終期について

保険証券記載の保険期間の初日（責任開始日）の0時に始まり、保険期間の最終日の24時に終わります。

告知義務

■ ご契約時にお知らせいただきたいこと
ご契約時に弊社に重要な事項を申し出てください（告知義務）があります。申込書の記載事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されるか、保険金をお支払いできないことがあります。

■ 特に下記の点にご注意ください

- お客様（契約者）の住所、氏名、生年月日
- 保険の目的（ご契約の対象となる什器・備品）の所在地
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）の氏名、生年月日
- 什器・備品を保険の目的とした他の保険契約（特定保険業者、保険業法適用除外業者の共済を含む）の有無
- 賃貸物件が事業用であること（店舗併用住宅の住居部分は担保しません）

通知義務

お客様（契約者）または被保険者は、責任開始日以後に申込書の記載事項について、変更が生じた場合には、遅滞なく、その旨を所定の書面にて弊社に申し出て、弊社の承認を得なければなりません。

ご契約が無効となる場合

- お客様（契約者）または被保険者が、ご契約時に保険の目的が既に火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していたことを知っていたとき。
- お客様（契約者）が保険金を不法に取得する目的で保険契約を締結したとき。

クーリングオフ

この保険契約は、事業用となりますのでクーリングオフは適用されません。

24時間受付

お客様相談センター：03-5337-0222

事故受付センター：03-5338-8013

株式会社 賃貸少額短期保険

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目10番19号
西新宿ビル

TEL：03-3368-0111(代) / FAX：0120-64-3333
ホームページ：http://www.cjkk.co.jp/

<取扱い代理店>

(2017.11.16)

【保障期間2年】 オフィス・エイド 店舗総合保障保険



株式会社 賃貸少額短期保険

事業主の「万が一」をささえます **安心保障**

物損害保険金

1. 什器・備品のさまざまな損害を保障

<p>1 火災</p> 	<p>2 破裂・爆発</p> 	<p>3 給排水設備の事故による水ぬれ</p> 
<p>4 盗難</p> 	<p>5 建物外部からの物体の落下・衝突等による室内の家財の保障</p> 	<p>6 騒じょう</p> 

2. 盗難等による修理の保障

建具等修理費用保険金

泥棒が侵入し、窓ガラス又はドアの鍵を壊され、修理した場合。(盗難の場合、警察の受理番号が必要です。)



3. 家主さんへの賠償

借家人賠償責任保険金

万一、失火や爆発事故などを起し、借用事務所に損害を与え、家主さんに法律上の賠償責任をしなければならないときに保険金をお支払いいたします。

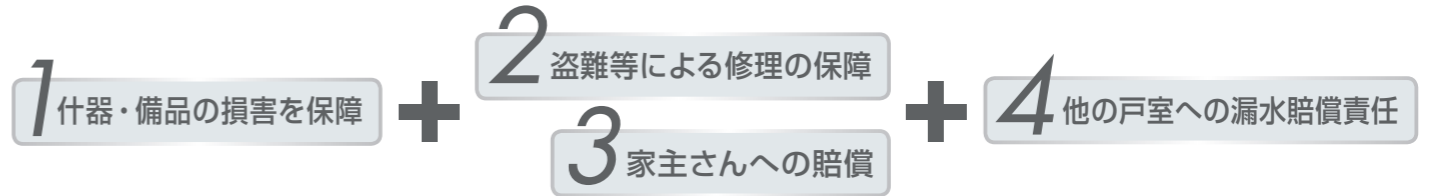
火災・破裂・爆発



4. 他の戸室への賠償

施設漏水賠償責任保険金

被保険物件内で水漏れ事故を起こし他の戸室または他人の財物を滅失・棄損・汚損し法律上の損害賠償をしなければならないとき、保険金をお支払い致します。



※ お客様の所有する什器・備品に合ったコースをお選び下さい。
〈保障期間 2 年間〉

【店舗・事務所】

設備金額	425 万円プラン		534 万円プラン		750 万円プラン	
物損害保険金	425 万円	13,700 円	534 万円	17,300 円	750 万円	24,200 円
建具等修理費用保険金	100 万円	900 円	100 万円	900 円	100 万円	900 円
借家人賠償責任保険金	300 万円	3,000 円	300 万円	3,000 円	300 万円	3,000 円
施設漏水賠償責任保険金	100 万円	800 円	100 万円	800 円	100 万円	800 円
	保険料	18,400 円	保険料	22,000 円	保険料	28,900 円

【飲食店】

設備金額	419 万円プラン		522 万円プラン		728 万円プラン	
物損害保険金	419 万円	57,000 円	522 万円	71,000 円	728 万円	99,000 円
建具等修理費用保険金	100 万円	2,400 円	100 万円	2,400 円	100 万円	2,400 円
借家人賠償責任保険金	300 万円	7,700 円	300 万円	7,700 円	300 万円	7,700 円
施設漏水賠償責任保険金	100 万円	1,900 円	100 万円	1,900 円	100 万円	1,900 円
	保険料	69,000 円	保険料	83,000 円	保険料	111,000 円

お支払いする保険金		保険金額 (支払限度額)	
物損害保険金	什器・備品の盗難	1 回の事故につき、50 万円	
	通貨の盗難	1 回の事故につき、20 万円	
	貴金属等の盗難	1 個または 1 組の価格が 20 万円まで	
建具等修理費用保険金	1 回の事故につき、100 万円		
借家人賠償責任保険金	300 万円限度		
施設漏水賠償責任保険金	100 万円限度		

★ 物損害保険金

火災、落雷、破裂、爆発、給排水設備より生じた事故に伴う水濡れ、盗難により家財に損害を受けた場合に保険金をお支払い致します。

★ 建具等修理費用保険金

- 盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます)による窓硝子、鍵、ドアの修理費用(但しそれぞれ3万円を限度とします)
- 給排水設備より生じた事故による損害(給排水設備そのものの事故は除きます)

★ 借家人賠償責任保険金

火災(失火)・破裂又は爆発の事故などを起こし、家主さんに法律上の賠償責任をしなければならないときに保険金をお支払い致します。

★ 施設漏水賠償責任保険金

被保険物件内で水漏れ事故を起こし他の戸室または他人の財物を滅失・棄損・汚損し法律上の損害賠償をしなければならないとき、保険金をお支払い致します。(居住構内に限ります)

お知らせ

- 支払保険金の合計額が1,000万円を越える場合は、お支払いする保険金は1,000万円までとなります。
- 事故の受付は24時間受付です。事故が発生したとき、ただちに取扱い代理店または弊社までご連絡ください。
- 弊社保険は保険契約者保護機構の対象ではありませんが、リスク管理に万全を期し再保険を掛けております。
- 中途解約返戻金は弊社所定の計算式にてお戻し致します。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については約款を参照下さい。
- ご契約者が負担された保険料は所得税の年末調整控除の対象になりません。
- お引き受けできない業種がありますのでご注意ください。
- 反社会的勢力とのお取引は一切行いません。

〈お引き受けできない主な業種〉

バー、キャバレー、スナック、ナイトクラブ、風俗営業店(取次店を含む)、ネットカフェ、個室ビデオ店、24時間営業店、パチンコ店、マージャン店、ボーリング場、興行場、エステティックサロン(クイックマッサージ、足つぼ、指圧マッサージは除く)、日焼けサロン、診療所、病院、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、旅館、ホテル、消費者金融、ガソリンスタンド、作業所、製造業、その他別途指定するもの。